

「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査—物品調達を中心として—」の結果に基づく大臣通知に対する各府省の改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【通知先】全府省（17府省）	【1回目の回答日】平成22年5月28日～6月8日
【通知日】平成21年11月30日	【2回目の回答日】平成23年8月5日～8月12日

1 調査概要

総務省は、各府省における契約の競争性確保の徹底を図る観点から、物品調達に係る一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにするため緊急に調査を実施し、平成21年11月30日に全府省（17府省）に対し、調達物品の性能仕様の適切化など、今後取り組むべき課題について通知この総務大臣通知に対し、全府省が講じた改善措置のその後の状況を公表するもの

2 主な指摘事項及び各府省が講じた改善措置状況

全府省が総務大臣通知に基づき、引き続き、公共調達における一層の競争性・透明性の確保に向けた取組を推進。個別の指摘、課題に対する各府省の改善措置は、以下のとおり。
なお、大臣通知において指摘した11府省123件の個別事例は、全て1回目のフォローアップまでに改善措置済み。

(1) 調達物品の性能仕様の適切化

指摘事項

- ・ 調達物品に求める性能等を仕様書に定めるときは、外部有識者等の幅広い意見聴取、審査委員会等での検討を行うなど、調達要求部署や会計担当部署以外の意見を可能な限り反映させるようにすべき。（4府省14件）
- ・ 入札前に性能審査を実施する場合には、その実施方法、審査基準等を入札説明書等に具体的に示し、事業者に周知すべき。（1府省1件）

措置状況

- ・ 各府省に設置された契約監視委員会、予算監視・効率化チーム等において、調達物品の性能仕様について、事前又は事後に審査、点検を実施（全府省）
- ・ 契約担当職員や新任職員を対象とした研修においてケーススタディ等を実施（1府省）

(2) 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守

指摘事項

内外の供給者による市場参入機会の拡大が図られ、実質的な競争性が十分に確保されるよう、政府調達に係る案件については、「政府調達に関する協定」、「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」等の手続の遵守を徹底すること（2府省5件）

措置状況

- ・ 会計担当職員向けの研修等において、政府調達に関する手続を周知徹底（4府省）
- ・ 政府調達に係る手続の運用状況について、内部監査の重点項目化（1府省）

(3) 予定価格の適切な設定

指摘事項

予定価格については、情報収集等に要するコストを勘案しつつ、市場価格、他機関の契約金額等の情報を幅広く収集し、それらを比較・検討した上で、設定すること（7府省10件）

措置状況

各府省に設置された契約監視委員会等において、予定価格の積算方法等について、事後点検を実施（13府省）

(4) その他の問題点等

指摘事項

- ① 競争性が十分に確保されるようにするため、過度の制約とならないよう「官庁の受注実績」等の競争参加資格を見直すべき。（5府省86件）
- ② 契約の透明性を確保するため、政府として取り組むこととされている契約に係る情報の公表を更に徹底する必要がある。（3府省7機関）

措置状況

- ① 各府省に設置された契約監視委員会等において、競争入札等の参加に係る条件等について、事前又は事後点検を実施（15府省）
- ② 1件100万円以上の支出案件について、インターネット専用サイトを通じた検索を可能とするとともに、予定価格を原則公表（1府省）

※指摘事項及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査－物品調達を中心として－
の結果に基づく大臣通知に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

1 実施時期	平成21年10月27日～11月30日					
2 通知先	全府省（17府省）					
3 通知年月日	平成21年11月30日					
4 回答年月日	内閣府	平成22年5月31日	宮内庁	平成22年5月28日	公正取引委員会	平成22年6月8日
	国家公安委員会（警察庁）	平成22年5月31日	金融庁	平成22年6月2日	消費者庁	平成22年5月31日
	総務省	平成22年6月4日	法務省	平成22年6月3日	外務省	平成22年6月2日
	財務省	平成22年5月31日	文部科学省	平成22年5月31日	厚生労働省	平成22年5月31日
	農林水産省	平成22年6月3日	経済産業省	平成22年5月31日	国土交通省	平成22年5月31日
	環境省	平成22年5月31日	防衛省	平成22年6月2日		
5 その後の改善措置状況に係る回答年月日	内閣府	平成23年8月10日	宮内庁	平成23年8月10日	公正取引委員会	平成23年8月10日
	国家公安委員会（警察庁）	平成23年8月5日	金融庁	平成23年8月12日	消費者庁	平成23年8月12日
	総務省	平成23年8月10日	法務省	平成23年8月10日	外務省	平成23年8月12日
	財務省	平成23年8月11日	文部科学省	平成23年8月5日	厚生労働省	平成23年8月12日
	農林水産省	平成23年8月11日	経済産業省	平成23年8月10日	国土交通省	平成23年8月12日
	環境省	平成23年8月10日	防衛省	平成23年8月8日		

【ポイント】

○ 調査実施・大臣通知

総務省は、各府省における契約の競争性確保の徹底を図る観点から、物品調達に係る一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにするため緊急に調査を実施し、平成21年11月30日に全府省（17府省）に対し、調達物品の性能仕様の適切化など、今後取り組むべき課題について大臣通知

○ フォローアップ

上記通知に対する各府省の改善措置状況について、1回目のフォローアップ（平成22年6月）に続き、2回目のフォローアップ（平成23年8月）を行った結果、全府省が総務大臣通知の内容に基づき、引き続き、公共調達における、一層の競争性・透明性の確保に向けた取組を推進。具体的には、公共調達における調達内容、実施方法等について、各府省に設けられている契約監視会、予算監視・効率化チーム等による審査・点検、政府調達に係る手続、予定価格の設定等について、職員向け研修や会議の場での周知徹底などの措置を実施。

なお、大臣通知において指摘した11府省123件の個別事例は、全て1回目のフォローアップまでに改善措置済み。

通 知 要 旨	関係府省が講じた改善措置状況
<p>II 調査の結果判明した実態及び問題点並びに今後取り組むべき課題</p> <p>1 調達物品の性能仕様の適切化 (通知)</p> <p>① 調達物品に求める性能等を仕様書に定めるときは、実質的な競争性が十分に確保されるようにするため、求めている性能等が必要不可欠のものか、必要以上のものとなっていないかという観点から、外部有識者等の意見を幅広く聴取したり、審査委員会等で検討するなど、調達要求部署や会計担当部署以外の意見を可能な限り反映させるようにすべきである。</p> <p>(説明) [制度の概要] ○ 一般競争入札を行う場合には、官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告を行うこととされ、公告には、競争入札に付する事項(契約の内容となる品質、性能、規格等)、競争に参加する者に必要な資格に関する事項等を記載することとされている。(予算決算</p>	<p>→ : 「回答」時に確認した改善措置状況 ⇒ : 「その後の改善措置状況に係る回答」時に確認した改善措置状況</p> <p><改善状況> → 全府省(17府省)が「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査―物品調達を中心として―の結果(通知)」(平成21年11月30日付け総評第158号総務大臣通知。以下「総務大臣通知」という。)の内容を関係部局へ周知し、今後締結する契約について一層の競争性・透明性を確保する取組を徹底していくこととしている。</p> <p>→ 個別指摘事例があった11府省(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、総務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)では、既に改善措置が採られている。</p> <p>⇒ 全府省が、総務大臣通知の内容に基づき、平成22年度以降も引き続き、締結する契約について一層の競争性・透明性が確保されるよう取り組んでいくこととしている。</p> <p><改善状況> → 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底した。</p> <p>→ 個別指摘事例のある4府省(宮内庁、国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省)では、さらに、新たに次の措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達物品の性能等に係る審査委員会等を新たに設置(宮内庁、国家公安委員会(警察庁)、厚生労働省) ・ 契約手続等に関する事務処理マニュアルを整備し、必要に応じ、外部有識者の意見を幅広く聴取したり、審査委員会等で検討するなどにより、調達要求部署や会計担当部署以外の意見を反映させるようにすることを当該マニュアルに明記(総務省) ・ 契約監視の第三者機関において、一のメーカーの複数の代理店等のみが

通 知 要 旨	関係府省が講じた改善措置状況
<p>及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第74条及び第75条）</p> <p>また、公告において、契約の内容となる品質、性能、規格等の詳細を記載することが難しい場合には、これらについて記載した仕様書等を閲覧させ、又は貸出をする場所を、公告において明らかにしている。</p> <p>【実態及び問題点】</p> <p>○ 調達物品の性能等について、一部の関係者のみで決定している、外部有識者等の意見を幅広く聴取していない、審査委員会等で検討していないなど公正かつ適切な手続を経て決定されていないため、形式的には複数の応札者による競争契約となっているが、一のメーカーの複数の代理店等のみが応札しているなど、実質的な競争性が確保されていないおそれのある例がある。（4府省14件）</p> <p>（通知）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 性能の事前審査を実施する場合には、その実施方法、審査基準等について可能な限り入札説明書等に具体的に示し、事業者に周知すべきである。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>〔制度の概要〕（上記参照）</p> <p>【実態及び問題点】</p> <p>○ 入札説明書に、仕様書に定める性能を証明できる書面及び関係書類を基に事前審査を実施し、仕様書に定める規格に合致していると認められる者のみ入札に参加できるとしているが、事前審査の実施方法、審査基準等については具体的に示されておらず、事業者への周知も十分行われていない例がある。（1府省1件）</p>	<p>応札している契約について監視対象とするなど、本調査結果をその監視活動に活用（国家公安委員会（警察庁））</p> <p>⇒ 全府省が、総務大臣通知の内容に基づき、平成22年度以降も引き続き、調達物品の性能仕様について、一層の適切性の確保に向けた取組を推進</p> <p>⇒ 全府省が、各府省に設置された契約監視委員会、予算監視・効率化チーム等において、調達物品の性能仕様の適切性について、事前又は事後に審査、点検を実施</p> <p>⇒ 契約担当職員や新任職員を対象とした研修においてケーススタディ等を実施（総務省）</p> <p><改善状況></p> <p>→ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底した。</p> <p>→ 個別指摘事例のある1府省（総務省）では、さらに、新たに次の措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書面審査及び対面審査の審査方法や審査基準等を入札説明書に具体的に記載することを契約手続等に関する事務処理マニュアルに明記 <p>⇒ 全府省が、総務大臣通知の内容に基づき、平成22年度以降も引き続き、性能の事前審査の実施方法、審査基準等について、一層の明確化に向けた取組を推進</p> <p>⇒ 12府省が、各府省に設置された契約監視委員会、予算監視・効率化チーム等において、性能の事前審査の実施方法、審査基準等の適正性について、事後点検を実施（宮内庁、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、</p>

通 知 要 旨	関係府省が講じた改善措置状況
<p>2 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守 (通知)</p> <p>供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の拡大が図られ、実質的な競争性が十分に確保されるようにするため、次のような措置を講ずべきである。</p> <p>① 調達見込額が80万SDR（1億4,000万円）以上の物品については、調達機関が作成した仕様書の案に対し供給者が意見を提出することができるよう、官報への公示を遵守することが必要であり、調達要求部署及び契約担当部署の担当者にその旨を徹底すること。</p> <p>② 調達見込額が10万SDR（1,700万円）以上の物品については、入札情報及び落札情報の官報公示を遵守することが必要であり、調達要求部署及び契約担当部署の担当者にその旨を徹底すること。</p> <p>③ 契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、官房会計課等が手続漏れのないよう決裁時にチェックするなど決裁体制を強化し、内部牽制機能を有効に機能させるようにすること。</p> <p>(説明) [制度の概要] ○ 調達額が80万SDR（1億4,000万円）以上の物品については、原材料・燃料又はこれに類するものに係るものや単価500SDR（8万5,000円）以下の既製品を大量購入する場合等を除き、関心のある供給者が調達機関の作成した仕様書の案に対して意見の提出を行うことができるよう、入札公告予定日の少なくとも30日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示（意見招請の公示）することとされている。その際、意見の提出期限は、意見招請の公示の翌日</p>	<p>防衛省)</p> <p>⇒ 5府省が、内部監査等において、性能の事前審査の実施方法、審査基準等の適正性について点検、確認を実施（消費者庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省)</p> <p><改善状況></p> <p>→ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底した。</p> <p>→ 個別指摘事例のある1府省（総務省）では、さらに、新たに次の措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公金を使うことの責任の重大性と職務の重要性に関する認識を徹底し、コンプライアンスの確保に努めるよう大臣から省内全職員に指示（「契約の適正化及びコンプライアンスの確保の徹底について」（平成22年1月4日）） ・ 単価500SDR（7万5,000円）以下の既製品を大量購入する場合等を除く80万SDR（1億2,000万円）以上の調達額と見込まれる調達案件について、仕様書案に対する意見を募集するための意見招請の官報公示を行うことを契約手続等に関する事務処理マニュアルに明記 <p>また、契約類型ごとに実施すべき手続の詳細を時系列順に整理したチェックリストを作成するとともに、あらかじめ当該年度の手続スケジュールを把握するために調達予定案件一覧を作成し、これらを活用することにより、調達原課及び契約担当課双方によるチェック体制を強化</p> <p>⇒ 全府省が、総務大臣通知の内容に基づき、平成22年度以降も引き続き、政府調達に係る手続の励行確保に向けた取組を推進</p> <p>⇒ 会計担当職員研修や会計担当者会議において、政府調達に関する手続を周知徹底（内閣府、宮内庁、厚生労働省、農林水産省)</p>

通 知 要 旨	関係府省が講じた改善措置状況
<p>から起算して少なくとも20日後の日とするとされている。また、意見招請の手続をとる場合には、原則として入札前説明会を開催するとされている。（「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」（平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定））</p> <p>【実態及び問題点】</p> <p>○ 調達見込額が80万SDR（1億4,000万円）以上の物品については、調達機関が作成した仕様書の案に対し供給者が意見を提出することができるよう、入札公告の少なくとも30日前に仕様書の案の作成が完了した旨を官報公示することとされている。その際、意見の提出期間は少なくとも20日間を確保し、原則として入札前説明会を開催することとされている。また、調達見込額が10万SDR（1,700万円）以上の物品については、原則として入札期限の少なくとも50日前に官報に入札公告を行うとともに、契約締結後72日以内に落札結果を官報に公示することとされている。</p> <p>しかし、これらが適切に行われていない例がある。（2府省5件）</p> <p>3 予定価格の適切な設定 （通知）</p> <p>予定価格を設定するときは、効率的な予算執行を推進する観点から、情報収集等に要するコストを勘案しつつ、次のような措置を講ずべきである。</p> <p>① 市場価格、他機関の契約金額等の情報を幅広く収集し、それらを比較・検討した上で予定価格を設定することとし、安易に過去の契約金額や一事業者の見積価格をそのまま予定価格としないこと。また、調達数量の多寡等を十分に考慮すること。</p> <p>② 予定価格が適正なものとなっているか検証できるよう、積算方法や比較・検討結果に関する資料を作成し、予定価格調書と一緒に保存しておくこと。</p>	<p>⇒ 政府調達に関する手続の運用状況について、内部監査の重点項目化（国土交通省）</p> <p>⇒ 会計等の管理的業務に従事する職員に対し、「予算執行の内部統制」の研修（平成22年10月28日）を実施し、また、「会計事務の適正処理の徹底について」（平成22年11月8日）を発出し、会計機関における内部統制の徹底を実施（総務省）</p> <p><改善状況></p> <p>→ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底した。</p> <p>→ 個別指摘事例のある7府省（内閣府、公正取引委員会、金融庁、総務省、外務省、経済産業省、環境省）では、予定価格の設定方法を改善した。</p> <p>うち1府省（総務省）では、新たに次の措置を採ることとし、そのことを契約手続等に関する事務処理マニュアルに明記した。</p> <p>i) 必ず複数の事業者から見積書を徴取し、一者からしか徴取できない場合には、その理由を明らかにした上で総務部門の確認を受けること。</p> <p>ii) 複数事業者から徴取した見積書のうちの最低額を参考に予定価格を設定</p>

通 知 要 旨	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>[制度の概要]</p> <p>○ 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされている。(予決令第80条第2項)</p> <p>【実態及び問題点】</p> <p>○ 各府省における予定価格の設定方法をみると、市場価格、他機関で調達した同一又は類似の物品の契約金額を収集するなどにより適正な予定価格を設定しようと努めている例がある。一方、複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず一者からしか徴取していない例など、予定価格の設定が適切に行われていない例がある。(7府省10件)</p> <p>4 その他の問題点等</p> <p>(1) 競争参加資格の見直し</p> <p>(通知)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>競争性が十分に確保されるようにするため、過度の制約とならないよう「官庁の受注実績」等の競争参加資格を見直すべきである。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>[制度の概要]</p> <p>○ 一般競争入札等において、特定の者以外が事実上満たすことができない条件を設定するなどして競争性の発現を阻害しないよう、各府省は適切に点検し、応札条件の緩和等の措置を講ずることとされている。(「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ))</p> <p>【実態及び問題点】</p> <p>○ 競争参加資格として「官庁の受注実績」を課するなど、競争性の</p>	<p>すること。</p> <p>iii) 一者からしか見積書を徴取できない場合等には、必要に応じ他団体等の納入実績額若しくは標準単価等に数量を乗じて積算した額、又はこれらを組み合わせて積算した額を参考に予定価格を設定すること。</p> <p>⇒ 全府省が、総務大臣通知の内容に基づき、平成22年度以降も引き続き、予定価格の積算等について、より一層の適正化に向けた取組を推進</p> <p>⇒ 13府省が、各府省に設置された契約監視委員会等において、予定価格の積算方法等の適正性について、事後点検を実施(宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、防衛省)</p> <p>⇒ 8府省が、内部監査等において、予定価格の積算方法等の適正性について、確認又は指導を実施(内閣府、消費者庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p> <p><改善状況></p> <p>→ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底した。</p> <p>→ 個別指摘事例のある5府省(内閣府、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、厚生労働省、経済産業省)では、さらに、指摘のあった事例について、競争参加資格から「官庁の受注実績」等を削除した。</p> <p>⇒ 全府省が、総務大臣通知の内容に基づき、引き続き、公共調達における競争性の十分な確保に向け、過度の制約の撤廃、応札条件の緩和等の取組を推進</p> <p>⇒ 15府省が、各府省に設置された契約監視委員会等において、競争入札等の</p>

通 知 要 旨	関係府省が講じた改善措置状況
<p>発現を阻害するような制限を課している例がある。（5府省86件）</p> <p>（2）契約に係る情報の公表の徹底 （通知）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>契約の透明性を確保するため、政府として取り組むこととされている契約に係る情報の公表を更に徹底する必要がある。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>〔制度の概要〕</p> <p>○ 国の支出の原因となる契約を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内（各年度の4月の契約については93日以内）に、物品等の名称及び数量、契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地、契約を締結した日、契約の相手方の商号又は名称及び住所等を公表することとされている。（平成18年8月25日付け財計第2017号各省各庁の長あて財務大臣通知）</p> <p>【実態及び問題点】</p> <p>○ 契約締結日の翌日から起算して72日以内（各年度の4月の契約については93日以内）に、契約に係る情報を公表しなければならないとされているが、これを行っていない機関がある。（3府省7機関）</p> <p>※ 契約締結日の翌日から起算して72日以内（各年度の4月の契約については93日以内）に、契約に係る情報を公表しなければならないとされているが、これを行っていない機関があるとして指摘した3府省（総務省、厚生労働省、環境省）7機関については、総務大臣通知前に既に改善措置済み。</p>	<p>参加に係る条件等の適切性について、事前又は事後に点検を実施（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）</p> <p>⇒ 10府省が、内部監査等において、競争入札等の参加に係る条件等の適切性について、確認、点検、指導等を実施（内閣府、国家公安委員会（警察庁）、消費者庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）</p> <p><改善状況></p> <p>→ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底した。</p> <p>→ 担当部署以外の者が定期的に公表状況をチェックする体制を整備（環境省）</p> <p>⇒ 全府省が、総務大臣通知の内容に基づき、平成22年度以降も引き続き、契約に係る情報の公表を実施</p> <p>⇒ 省内のプロジェクトとして、より積極的な公表の実施を決定し、1件100万円以上の支出案件について、インターネット専用サイトを通じた検索を可能とするとともに、予定価格を原則公表（厚生労働省）</p>